



青色事業専従者や、パート・アルバイトを含む従業員の方へ、給与の支払いをしている事業主（源泉徴収義務者）は、源泉所得税及び復興特別所得税（以下、源泉税等）を徴収し、給与を支払った月の翌月10日までに従業員等に代わって、所轄の税務署に納付しなければなりません（原則）。ただし、給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満であり、『源泉所得税の納期の特例に関する申請書』を提出している事業主は、7月10日までに1～6月分の源泉税等を納付する必要があります（特例）。納付すべき源泉税等が0円の場合でも、納付書を所轄の税務署へ提出する必要があります。

したがって、下記の個別相談会にお越しいただくか、ご自身で所轄の税務署へ納付書を提出するようお願いいたします。なお、下半期の7～12月分の源泉税等の納付期限は、翌年の1月20日までです。

令和8年分（上半期）  
源泉所得税・復興税の  
納付について

## 【源泉税等の個別相談会のお知らせ】

期 間：令和8年6月15日(月)～同年7月10日(金)

時 間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分の中から30分毎の**完全予約制**

持ち物：①令和8年分の源泉徴収簿

②令和8年分の扶養控除等(異動)申告書

③源泉所得税の納付書

④令和7年分の上記①～③の控え

⑤利用者識別番号とそのパスワード(ご自身で設定している方のみ)

※上記①、②は必ず必要事項をご記入の上お持ちください

※10分以上遅れる場合はキャンセルとさせていただきます。

※納付すべき源泉税額がゼロ円になる方は、原則としてe-Taxで納付書を提出していただきます。

### ◆ご注意事項◆

※昨年と比べ、令和8年1月支給分から源泉徴収税額等が変更しています。

詳しくは、右記の『令和8年分源泉徴収税額表(QRコード)』をご覧ください。

- ・上記の相談会は原則として、源泉所得税に係るご相談のみとさせていただきます。
- ・上記期間(納付期限)後のご対応は致しかねますので、必ず期間内にお越しください。



### ◆重 要◆

令和8年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」の引上げや、「扶養親族等の所得要件」の改正が行われました。これらの改正は、原則として、令和8年12月1日に施行され、令和8年分以後の所得税について適用されます。このため、令和8年12月に行う年末調整など、令和8年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます(令和8年11月までの源泉徴収事務に変更は生じません)。

詳しくは、次のページをご覧ください。

# ◆◆◆ 令和8年度税制改正について ◆◆◆

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から令和7年度税制改正に引き続き、いわゆる年収の壁等に関する改正や、消費税のインボイス制度等に関する改正が行われました。ここでは、それらの改正のうち、多数の会員の皆様に影響があると推定される事項を中心に、以下に抜粋してお知らせいたします。また、給与を支払っている方(源泉徴収義務者)は下記の【令和8年の源泉徴収事務における留意事項】もご参照ください。

## 1. (源泉) 所得税

### (1) 基礎控除の引上げ

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 〔令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額(注3)〕	基礎控除額 (改正された範囲)			
	改正後(注1)		改正前(注1)	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)		99万円(注2)	95万円(注2)	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)	104万円(注2)	62万円	88万円(注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円(注2)	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	67万円(注2)		63万円(注2)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	

- (注) 1 所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円(改正前:58万円)に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。  
 2 62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額(改正前:58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額)となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。  
 3 下記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。  
 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

### (2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、65万円の最低保証額が74万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額 (改正された範囲)		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円(注1)	その収入金額×30%+8万円	65万円
190万円超 220万円以下		(69万円未満となる場合は、69万円)	その収入金額×30%+8万円

- (注) 1 給与所得控除の最低控除額等の特例(租税特別措置法第29条の4)の適用後の給与所得控除額となります。  
 2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

なお、上記(1)基礎控除額の引上げ、及び上記(2)給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、令和9年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

### (3) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件(注1)が改正されました。また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円(改正前:65万円)に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 <sup>(注1)</sup> (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注2)</sup> )	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 (136万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
特定親族	62万円超 123万円以下 (136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下 (123万円超 188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下 (136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	89万円以下 (163万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。  
 2 上記(2)の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

**【令和8年の源泉徴収事務における留意事項】**

令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、令和8年12月に行う年末調整の際に、上記(1)の引上げ後の基礎控除額及び上記(2)の改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

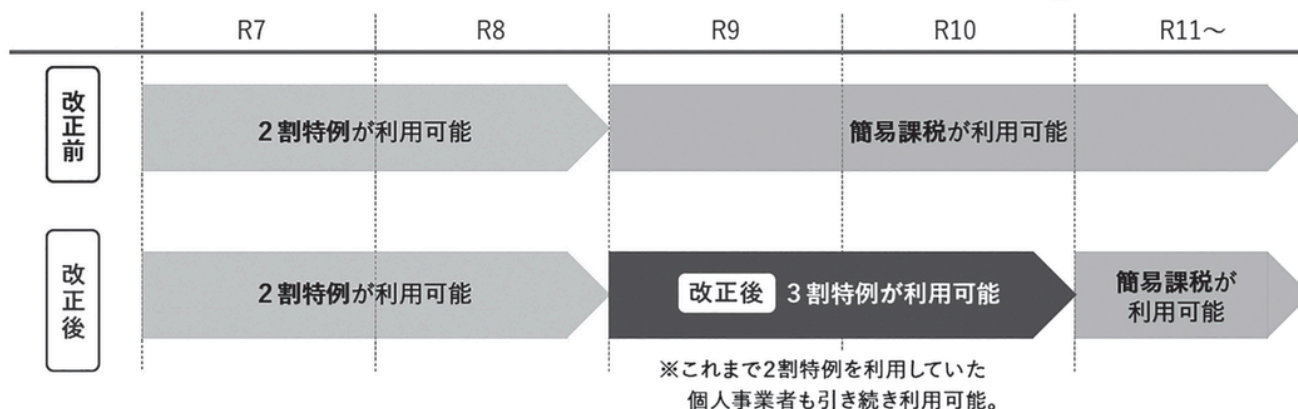
また、令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、上記(3)の改正は、令和8年12月1日以後に支払う給与等から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等の提出が必要となります。

**2. 消費税**

**(1) インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（いわゆる2割特例）の見直し**

いわゆる2割特例については、インボイス制度の定着をより確実なものとする観点から、事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者については、納税額を売上税額の3割とする（仕入割合を7割とみなす）ことができる経過措置として、さらに2年延長されました。

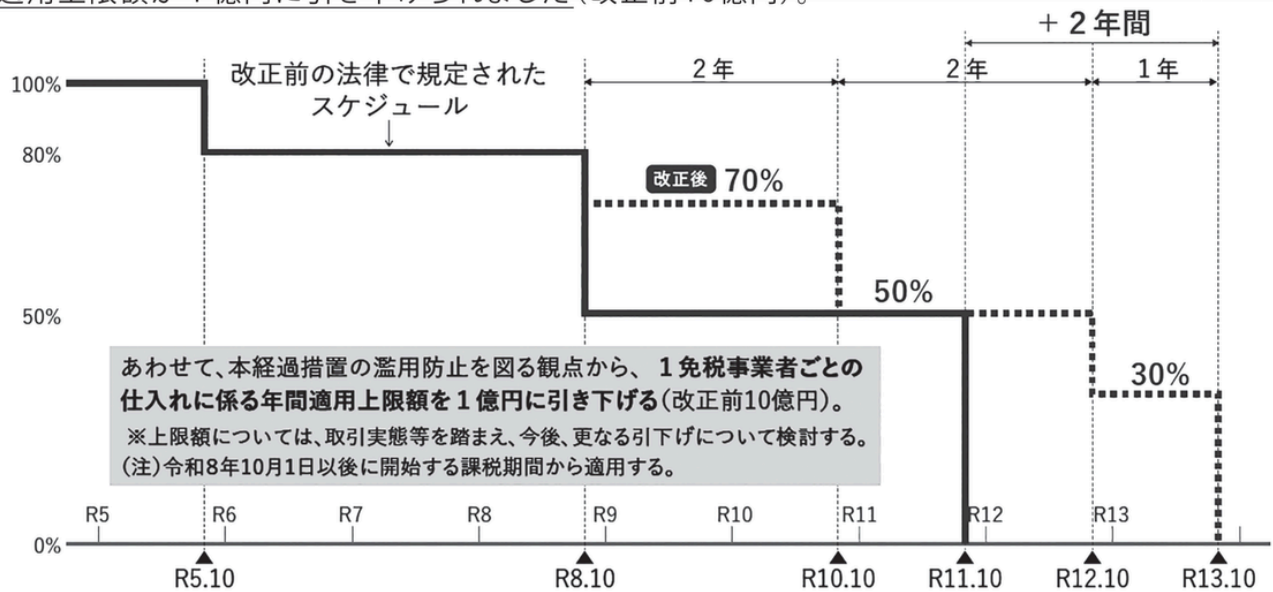
インボイス制度を踏まえて課税転換している個人事業者に関する簡易な申告方法の適用イメージ



(注1) インボイス制度とは関係なく基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、2割特例と同様、上記の3割特例は利用できません。  
 (注2) 2割特例又は3割特例から簡易課税制度への円滑な移行を確保する観点から、2割特例等の適用を受けた課税期間の翌課税期間から簡易課税制度に移行する場合には、確定申告期限までに必要な手続きをすればよいこととします。

(2) 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（いわゆる8割控除）の見直し

いわゆる8割控除については、段階的に縮減する方向性は確保しつつ、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げペース・幅を緩和するとともに、1免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額が1億円に引き下げられました（改正前10億円）。



※上記1.（源泉）所得税(1)～(3)の改正について詳しくは、下記の国税庁ホームページ『源泉所得税の改正のあらまし（令和8年4月）』をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/2026kaisei.pdf>



令和7年分確定申告期報告

相 談 件 数	1,834 件
提 出 件 数	1,712 件
電 子 申 告 提 出 件 数	1,279 件
青色コーナー入会者数	32 名
3 月 末 現 在 会 員 数	2,102 名

関係者の皆様には、会員指導を始め、池上会館での青色コーナーへの従事、税理士会の無料相談受付など、多大なるご協力をいただきました。深く御礼申し上げます。



当会会費の口座振替のお知らせ

7月6日(月)は、当会会費の第2期分(7月～9月分6,000円)の口座振替日です。預金残高のご確認をお願いいたします。  
なお、退会等で口座振替の停止を希望される場合は、6月19日(金)までにお電話くださいますようお願いいたします。

※本年新たに青色コーナー(Luz大森)でご入会された方は、第1期・第2期分(4月～9月分12,000円)が口座振替の対象となります。  
※口座振替用紙を未だ提出されていない方は、至急当会までお送りください。

一般社団法人

大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭  
大田区中央3丁目10-18  
TEL : 03 (3771) 8859  
FAX : 03 (3773) 6388  
Eメール : aoiro-o@nifty.com  
URL : <https://www.oomori-aioro.org>



予約制 事務局に申込み  
時 間 申込順で30分位

無料法律相談日

6月11日(木)  
6月25日(木)



保険の相談

ご希望の方は事務局迄